

議案第11号

佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
の制定について

佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市
条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。